

契第 30039-7 号
令和 8 年 2 月 1 9 日

関係団体の代表者 様

県土整備部 契約検査課長
青木 敏彦

工事費内訳書への労務費等の記載について（通知）

平素より各団体の皆様におかれましては、本県県土整備行政に対し、多大なるご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条の規定に基づき、令和 7 年 1 2 月 1 日付け契第 457-65 号「公共工事の発注における入札金額の内訳について（通知）」を発出して、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をすることとしたところです。

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

- 1 当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は以下のとおり記載してください。なお、法定福利費については従前より見積の明示を求めていることから、当該取扱いの対象外となります。

① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

ただし、上記の取扱いが認められるのは、算出が困難な場合に限りです。

- 2 記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

ただし、令和 9 年 3 月 3 1 日までに入札手続きを開始する工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

契約制度係（栗原・中嶋）

電 話：027-226-3733

メール：keiyakuken@pref.gunma.lg.jp